

「古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）における運営維持管理事業」について、令和6年2月27日付で事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、事業契約の内容を公表します。

令和6年2月27日

浜松市長 中野 祐介

1 公共施設等の名称及び立地

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）
浜松市中央区篠原町 23982 番地の 1

2 選定事業者の商号又は名称

浜松ブルーウェーブ株式会社 代表取締役 鶴田 一彦
浜松市中央区篠原町 23982 番地の 1

3 公共施設等の整備等の内容

改修業務

大規模空間天井の天井脱落対策等
蛍光灯など全灯具の省エネ改修
大型映像装置等の改修
特殊音響装置の改修
水泳競技運営システム設備の改修
入退場管理システム設備の改修
エレベーターの安全性に関する改修
選手招集室等の空調改修
ドライエリアからの搬出入機能追加
プール可動床の改修
清掃工場余熱利用の蒸気受入計量器と区分弁、及び電力高圧キャビネットの設置
機能低下の回復を目的とした改修

運営業務

維持管理業務

4 契約期間

令和6年2月27日から令和20年3月31日まで

5 契約金額

金 9,708,966,551 円

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりです。

第6章 事業期間及び契約の終了並びに指定の取消し

第1節 事業期間

第73条 (事業期間)

- 1 本事業契約の事業期間は、本事業契約の効力発生日から令和20年3月31日までとする。
- 2 事業者は、前項の事業期間中、要求水準書等に定められた要求水準を満たす状態に保持する義務を負う。
- 3 事業者は、契約終了にあたっては、市に対して、要求水準書記載の業務その他それに付随する業務のために本施設を市が継続使用できるよう運営・維持管理業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた運営・維持管理業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提

供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

- 4 市は事業期間満了の1年前から6ヶ月前の間に事業期間終了時において要求水準書等に定められた要求水準が充たされるか判断するために、事業期間終了までに実施すべき修繕内容を踏まえて別途事業者との協議により定められた事項について終了前検査を行う。
- 5 事業者は、事業者並びに運営・維持管理業務の委託を受けてこれを実施する者（運営・維持管理事業者等を含む。）の所有する物品等を自己の責任及び費用において、速やかに片付け又は撤去する。
- 6 事業者は、第51条の規定により市から提供を受けた余剰スペース活用業務の実施場所について、前項に従って物品を撤去し、使用開始時の原状に復して返還する（ただし、余剰スペース活用業務の実施による通常の損耗等を除く。）

第2節 改修後施設等引渡し前の契約解除等

第74条（改修後施設等引渡し前の事業者の債務不履行等による解除）

本事業契約締結日以後、事業者から市に対する改修後施設等の引渡しまでの間において、次の各号の一に該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本事業契約を解除することができる。なお、本事業契約が本条の規定に従い解除された場合、事業者の指定について、第77条第2項乃至第6項の規定を準用する。

- (1) 事業者が、別紙5に記載された工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。（ただし、不可抗力や市の責めに帰すべき事由により本件工事を開始できない場合を除く）。
- (2) 引渡し予定日までに改修後施設等の引渡しがなされないとき、又は引渡し予定日経過後、相当の期間内に本件工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。（ただし、不可抗力や市の責めに帰すべき事由により改修後施設等の引渡しができない場合を除く）。
- (3) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき（ただし、不可抗力や市の責めに帰すべき事由により事業実施ができない場合を除く）。
- (4) 事業者にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、又は第94条の表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき又は事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。
- (6) 事業者、構成員等が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
 - ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしたと認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - カ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 構成員等が、前号アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市が代表企業を介して当該構成員等に対して当該契約の解除を求め、当該構成員等がこれに従わなかったとき。
- (8) 構成員等が、本事業の入札手続について次のいずれかに該当したとき。
- ア 構成員等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成員等に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員等又は事業者に対して行われたときは、構成員等又は事業者に対する命令で確定したものをいい、構成員等又は事業者に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、構成員等又は事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 本事業契約に関し、構成員等（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第75条（改修後施設等引渡し前の市の債務不履行による解除等）

- 1 事業者は次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取消しを申し出ることができる。
 - (1) 市が本事業契約の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (2) 市の責めに帰すべき事由により事業者が損害又は損失を被ったとき
- 2 市は、前項の申し出を受けた場合、事業者との協議を経てその処置を決定する。
- 3 市が本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。

第76条（引渡し前の解除の効力）

- 1 本事業契約が第34条による改修後施設等の引渡し前に解除された場合、市は、出来形部分（改修及び工事監理の既履行部分をいう。以下同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）を事業者より買い受け、その引渡しを受ける。この場合、市は、必要と認めるときはその理由を事前に事業者に対して通知の上、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。なお、既に市による完了確認が完了している改修後施設等については、市は、サービス購入料のうち当該改修後施設等の本件工事にかかる費用相当額に合理的な費用又は合理的な支払いスケジュールを踏まえた当該相当額を一括又は分割払いにより事業者に対して支払う。
- 2 第74条の規定に基づき本事業契約が解除され、前項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合には、市は、自己の合格部分の対価支払債務と事業者の第82条第1項第1号に基づく違約金支払債務とを対当額で相殺することができ、相殺後なお残額がある場合には、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより事業者に対して支払う。なお、これによる市

のその余の損害賠償の請求は、妨げられない。

- 3 第75条の規定に基づき本事業契約が解除され、市が第1項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合、市は、出来形部分の対価及び第82条第4項に規定する賠償額の総額を、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより事業者に対して支払う。

第3節 改修後施設等引渡し以後の契約解除等

第77条 (改修後施設等引渡し以後の事業者の債務不履行等による解除)

- 1 改修後施設等の引渡し以後において、次の各号の一に該当するときは、市は、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。
 - (1) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する手続の開始の申立てをその取締役会で決議したとき、又は第三者（当該事業者の取締役を含む。）によって、かかる申立てがなされたとき
 - (2) 事業者が、第64条の規定に従い作成する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき
 - (3) 運営・維持管理業務に際し不正行為があったとき
 - (4) 事業者が本事業に直接関わらない法令違反等により、本事業を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
 - (5) 事業者が市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
 - (6) 事業者が本事業契約内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (7) 事業者から自らの責めに帰すべき事由により指定取消しの申し出があったとき
 - (8) 事業者が本事業契約上の義務（ただし、義務の履行が第65条のモニタリングの対象となるものを除く。）に違反し、市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、かかる相当期間内にその違反が治癒されないとき
 - (9) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本事業契約上の義務に違反し、その違反により本事業契約の目的を達することができないと市が認めるとき
 - (10) 市によって基本協定書が解除された場合
 - (11) 事業者又は構成員等が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
 - ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしたと認められるとき。

- オ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - カ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (12) 構成員等が、前号アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市が事業者を介して当該構成員等に対して当該契約の解除を求め、当該構成員等がこれに従わなかったとき。
- (13) 構成員等が、本事業の入札手続について次のいずれかに該当したとき。
- ア 構成員等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成員等に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員等又は事業者に対して行われたときは、構成員等又は事業者に対する命令で確定したものをいい、構成員等又は事業者に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ウ 納付命令又は排除措置命令により、構成員等又は事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- エ 本事業契約に関し、構成員等（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
 - (1) 地方自治法第244条の2第11項により、事業者を本施設の指定管理者とする指定を取り消す。
 - (2) 地方自治法第244条の2第11項により、期間を定めて管理の業務の全部又は一部を停止させる。
 - (3) 市は、前2号に定めるほか、運営・維持管理業務の（全部ではなく）一部を終了させた上、事業者の負担において、事業者が当該終了にかかる業務のために利用していた本施設部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないと市が認めたときは、事業者に対し、その損害に相当する金額の支払を求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。
 - 3 前項により事業者が履行できない本事業契約上の事業者の業務については、停止を命じられている期間中、市が自ら又は第三者に委託して行うことができる。
 - 4 事業者が第2項により本事業契約に基づく業務の全部又は一部を実施しない場合、市は、運営・維持管理業務費及び事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務費相当のサービス購入料のうち、実施しない部分に相当する金額を減額して支払う。
 - 5 第2項から第4項の規定は、別紙10に規定するモニタリングにより運営・維持管理業務費相当のサービス購入料を減額し、又は市に損害が生じたときにこれを事業者に請求することを妨げるものではない。
 - 6 第2項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、事業者に損害・損失や増加費用が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

第78条（改修後施設等引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による指定の取消し）

- 1 事業者は次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取消しを申し出ることができる。
 - (1) 市が本事業契約の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (2) 市の責めに帰すべき事由により事業者が損害又は損失を被ったとき
- 2 市は、前項の申し出を受けた場合、事業者との協議を経てその処置を決定する。

7 契約終了時の措置に関する事項

本事業に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりです。

第4節 本指定の取消に伴う本事業契約の終了

第79条 (指定の取消に伴う本事業契約の終了)

市が地方自治法、市の条例又は本事業契約に定める条件に従い指定を取り消した場合、本事業契約は、ほかに特段の手続を要せず、当該指定取り消しの効力が生ずると同時に当然に終了する。

第5節 事業関係終了に際しての措置

第80条 (契約満了時の検査)

- 1 事業者は、本事業契約の期間満了の3ヶ月前までに、本施設が要求水準書に示された水準を満たしており、かつ本施設を継続して使用することに支障がないことを確認し、市への報告を行う。
- 2 市は、本事業契約の期間満了に先立ち、本施設が要求水準書に示された水準を満たしており、かつ本施設を継続して使用することに支障がないことを確認するため検査を実施し、事業者は、当該検査に協力する
- 3 前項に規定する検査において事業者による更新又は修繕等が必要な箇所が発見された場合、事業者は、市からの請求があり次第速やかに当該箇所の修補を行い、市の確認を受ける。

第81条 (指定取消時の効力)

- 1 事業者の指定が取消された場合、市は、当該取消の日から10日以内に本施設の現況を検査する。また、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められた時は、市は事業者に通知することにより、事業者に対してその補修を求めることができ、事業者は必要な修補を実施した後、速やかにその旨を通知する。市は、かかる通知の受領後10日以内に修補の完了検査を行わなければならない。
- 2 前項に基づく完了検査において、本施設につき、事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、市は事業者に通知することにより、事業者に対してその修補を求めることができ、事業者は必要な修補を実施した後、速やかにその旨を通知する。市は、かかる通知の受領後10日以内に修補の完了検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の手続終了後速やかに運営・維持管理業務を市又は市の指定する者に引き継ぐ。
- 4 第77条第2項第1号の規定に基づき指定が取り消された場合、市は、前項に従い運営・維持管理業務の引継ぎを受けた後、運営・維持管理業務費及び事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務費相当のサービス購入料を第70条に基づき支払い、改修費の残額（改修後施設等の引渡し以後において事業者の指定が取消された場合に限る。）を解除前のスケジュールに従って支払う。この場合、市は、支払いをなすべき額から次条第1項第2号の違約金を控除することができる。
- 5 第78条第1項の規定に基づき指定が取り消された場合、市は、本条第3項に従い運営・維持管理業務の引継ぎを受けた後、改修費の残額を解除前

のスケジュールに従って事業者に支払うとともに、次条第4項に規定する賠償額の総額を事業者に対し支払う。

- 6 事業者の指定が取り消された場合には、事業者は速やかにその時点までの運営・維持管理業務にかかる業務報告書を市に対して提出する。指定の取消時まで市が請求を受けていない運営・維持管理業務費及び事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務費相当のサービス購入料は、かかる業務報告書の提出後、第70条の規定に従い支払われる。

第82条 （違約金等）

- 1 第74条の規定により本事業契約が解除された場合、又は第77条第2項第1号の規定により事業者の指定が取り消された場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払わなければならない。
 - (1) 第74条の規定により本事業契約が解除された場合
改修後施設等にかかる改修費の総額（ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。）の100分の10に相当する額
 - (2) 第77条第2項第1号の規定により事業者の指定が取り消された場合
解除の日が属する事業年度の運営・維持管理業務費及び事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務費相当のサービス購入料の総額（ただし、これに対する消費税を含む。）の100分の10に相当する額
- 2 前項第1号の場合において、第96条第3項第1号の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領した場合は、これをもって違約金に充当することができる。
- 3 事業者は、第74条の規定により本事業契約が解除された場合又は第77条第2項第1号の規定により事業者の指定が取り消された場合、これに起因して市が被った損害額が本条第1項の違約金額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき支払わなければならない。
- 4 第75条第1項、第75条第3項又は第78条第1項の規定により本事業契約が解除又は指定管理者の指定が取り消された場合、市は、かかる解除又は取り消しにより事業者が被った損害額を、事業者に対して支払わなければならない。
- 5 第74条第6号乃至同条第8号のいずれかに該当した場合であって本事業契約が解除されない場合、又は、第77条第1項第11号乃至第13号までのいずれかに該当した場合であって事業者の指定が取り消されない場合、事業者は、次の各号に定める額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
 - (1) 第74条第6号乃至同条第8号のいずれかに該当した場合
改修後施設等にかかる改修費の総額（ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。）の100分の10に相当する額
 - (2) 第77条第1項第11号乃至第13号までのいずれかに該当した場合

該当が判明した日が属する事業年度の運営・維持管理業務費及び事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務費相当のサービス購入料の総額（ただし、これに対する消費税を含む。）の100分の10に相当する額

- 6 構成員等が基本協定書第13条で定める賠償金を市に支払ったときは、当該支払い済みの賠償金相当額からこれにかかる遅延損害金相当を控除した後の残額相当については、本条第1項に基づき事業者が市に支払うべき違約金又は前項の規定により事業者が市に支払うべき違約金の支払いがなされたものとみなす。

第83条 （保全義務）

事業者は、本事業契約解除の通知の日又は指定の取消しの通知の日から第76条第1項による引渡し又は第81条第3項による運営・維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、本施設又は出来高部分について、自らの責任及び費用で最小限度の保全措置を取らなければならない。

第84条 （関係書類の引渡し等）

- 1 事業者は、第76条第1項による引渡し又は第81条第3項による運営・維持管理業務の引継ぎ完了と同時に、市に対して、設計図書、竣工図書（ただし、本事業契約が改修後施設等の引渡前に解除された場合、図面等については事業者がすでに作成を完了しているものに限る。）等本施設（改修後施設等を含む。）の建設及び修補にかかる書類、その他本施設の建設、運営・維持管理に必要な書類の一切を引き渡さなければならない。
- 2 市は、本事業契約に基づき提出を受けた図書等を本施設の継続供用のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、事業者は本事業契約に基づき提出した図書等の市による自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとる。

第7章 法令変更

第85条 （通知等）

- 1 事業者は、本事業契約の契約締結後に法令変更が行われたことにより、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって市に通知する。
 - (1) 本施設を提案書類又は設計図書に従い整備することができなくなったとき
 - (2) 本事業契約又は要求水準書で提示された条件に従って運営・維持管理業務を実施することができなくなったとき
 - (3) 本事業契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断したとき
 - (4) 要求水準書に記載された業務の一部が不要となり又はその他の理由